

17の目標から身近な課題を考える

6 安全な水とトイレ  
を世界中に



【目標6 安全な水とトイレを世界中に】

具体的な目標(一部抜粋)

- ◇2030年までに、誰もが安全な水を、安い値段で利用できるようにする。
- ◇2030年までに、汚染を減らしゴミの投棄をなくす。有害な化学物質の放出を最低限にし、未処理の排水を半減させる。水の安全な再利用を大きく増加させるなどによって、水質を改善する。

わたしたちは、当たり前のように水道から出る安全な水を飲み、清潔なトイレを使用しています。

しかし世界には、上下水道が整っていない地域もあり、きれいな飲み水や衛生的なトイレを利用できない人がたくさんいます。

きれいな水やトイレを誰もが安心して利用できる世界を実現するためには、毎日の暮らしの中で水を大切に使うことが必要です。

安全に管理された  
飲み水を利用できない人

世界に20億人

(2020年度)

※ユニセフのホームページから引用

私たちにできること

節水を心掛けましょう

- 水道の蛇口をこまめに止めましょう。
- 歯磨きは水をコップに入れて、水道を出っぱなしにしないようにしましょう。
- お風呂の残り湯を洗濯などに活用しましょう。洗濯に使う場合は「洗い」で残り湯を活用し、「すすぎ」では水道水を使うようにしましょう。



流し台に油や食品を流さない

流し台に直接食品や油を流すと、その汚れた水を処理場できれいにするために大量の水が必要になります。食べかすや油がついた食器や調理器具は、あらかじめ紙などで拭きとってから洗うことを意識しましょう。



# 軽自動車税(種別割)減免申請

問合せ 市税係 ☎ 32-2219

身体などに障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請することにより減免制度を受けることができますので、必ず申請期間内に手続きを行なってください。

減免申請期間

**5月31日(火)まで**

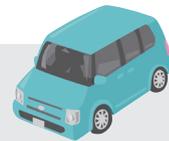
- 申請期間を過ぎると受け付けできません。
- 申請は毎年必要です。

## 減免対象となる軽自動車など

◆「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」のうち

- ①主にその障がいのある方が運転するもの
- ②主にその障がいのある方の通院、通学などのために、その障がいのある方と生計を同じくする方が運転するもの

◆「障がいのある方のみで構成される世帯において、障がいのある方が所有する車両」で、その障がいのある方を常時介護する方が主にその障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの



### 適用基準

令和4年4月1日現在で、次の各手帳などの交付を受けている方で、用途、障がいの程度および車両の構造によって対象となります。

#### ◆身体障害者手帳の交付を受けている方

右表のとおり

#### ◆知的障がいのある方

療育手帳の交付を受けている方

#### ◆精神に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの等級が1級～3級の方

#### ◆戦傷病者手帳の交付を受けている方

戦傷病者手帳の交付を受けている一定の範囲の障がいがある方

#### ◆特別仕様車

身体障がい者などが利用することを想定して造られた軽自動車

障がいの区分	対象等級など	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3・5級	
視覚	1～4級	
聴覚	2・3級	
平衡機能	3・5級	
音声機能	3級 ※咽頭摘出した場合に限る	
上肢不自由	1～3級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
心臓機能	1・3・4級	
じん臓機能	1・3・4級	
呼吸器機能	1・3・4級	
ぼうこう・直腸機能	1・3・4級	
小腸機能	1・3・4級	
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能	1～4級	
肝臓機能	1～4級	

### 申請の際に持参するもの

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 運転免許証(運転される方)
- 障害者手帳など
- 車検証(特別仕様車の場合)
- 個人番号カードまたは個人番号通知カード(マイナンバー法の施行により必要となりました)

※減免は1人につき1台までです。(普通自動車税の減免を受けている方は対象外)

※社会福祉課からタクシーチケットの交付を受けている方は対象外です。

※詳しくは軽自動車税(種別割)納税通知書に同封の「軽自動車税(種別割)減免申請について」をご覧ください